

第6章 佐倉らしい景観を共有し、伝える

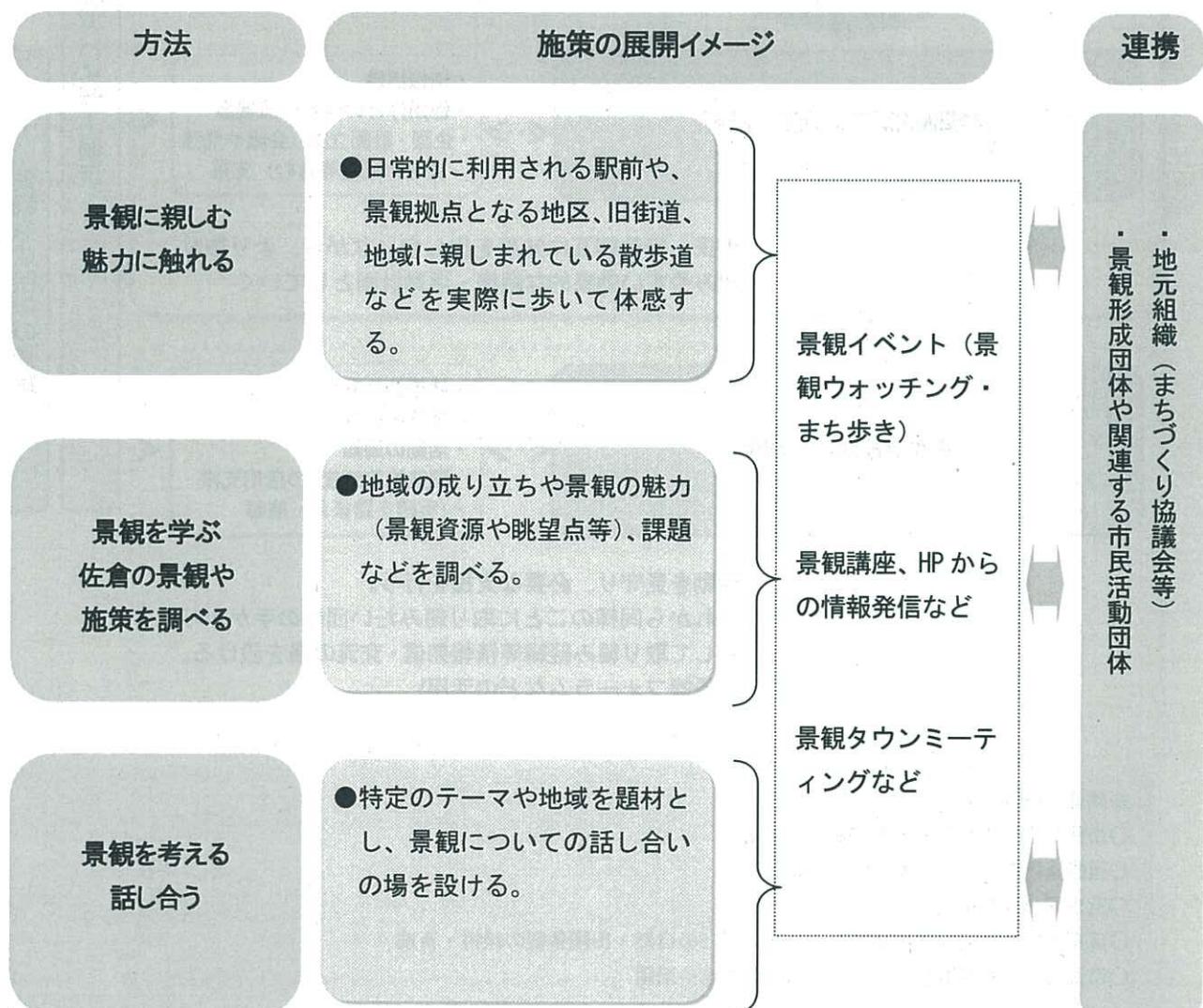
1. 景観への認識を共有する

景観は一人ひとりの創意工夫による活動の積み重ねによって形成されるものであるとともに、それらが調和し、つながりやまとまりを持つことで、地域らしさや佐倉らしさといった固有の魅力ある景観となっていきます。

そのためには、市民・事業者・行政がそれぞれ景観への意識を高めつつ、佐倉の景観の現状認識を共有し、景観に対する考え方の幅や共通点などを理解し合う取組みが必要となります。

そのために、まずは景観に親しむことから、さらに景観について学び、課題や解決策などを考えるプログラムを検討し、景観関連イベントや情報発信などの施策展開を図ります。

図 景観への認識を共有するための施策展開のイメージ



2. 優れた景観や取組みを掘り起こし、共有する

1) 景観まちづくり表彰

景観まちづくりに寄与している建築物や景観まちづくりのための活動などに対して表彰を行い、個人や団体による意欲的な景観形成の気運を高めていくとともに、資源や活動の周知を図るため、以下の観点から、景観まちづくり表彰を実施します。

- ・平成25年度に実施した「さくらの景観まちづくり賞」を継承し、表彰制度として継続的に実施することで、優れた景観まちづくりの輪を広げていきます。
- ・表彰のテーマと合わせた情報交流の場を設けるなど、波及効果の高い事業実施を検討します。

2) 景観資源に関する普及啓発（「佐倉景観100選」等）

佐倉らしさや地域らしさを感じさせてくれる景観を掘り起こし、特に優れた特色や魅力を備えた景観を市民共有の財産として次世代に引き継いでいくため、以下の観点から、「佐倉景観100選」など、景観資源に関する普及啓発の取組みを実施します。

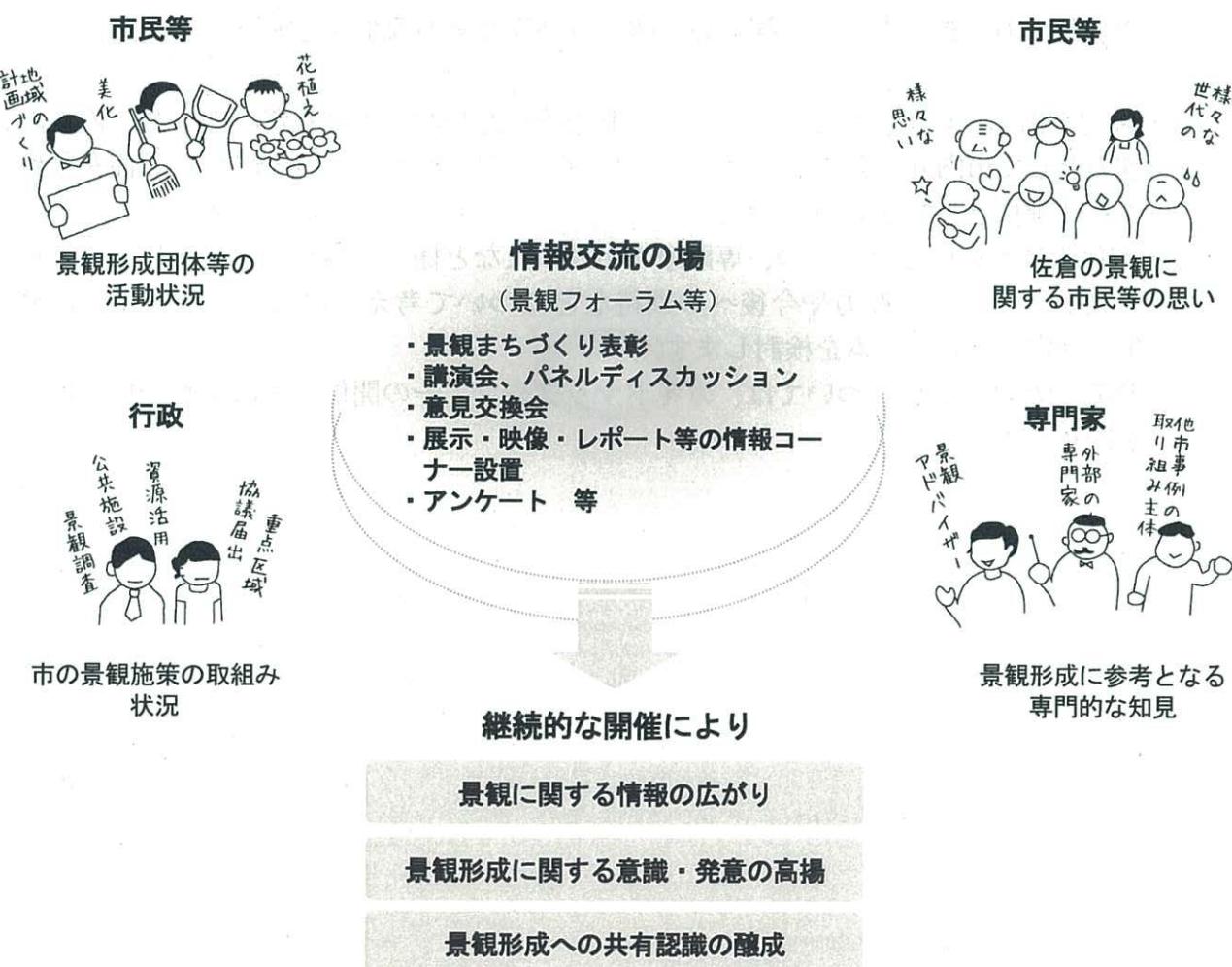
- ・眺望や田園・里山、水辺、まち並みや歴史的建造物などの景観資源のうち、佐倉の魅力として市内外に発信したり、次世代に伝えていきたいものを選定し、「佐倉景観100選」として位置づけます。
- ・市民の視点を中心としつつ、専門家や市外の人など様々な視点を取り入れ、それらの景観について、魅力や今後への期待などについて考える機会ともなるような募集・選定のプログラムを検討します。
- ・選定した景観資源については、ガイドマップやツアーの開催などにより、広く周知を図ります。

3. 景観に関わる情報交流の促進

市民や事業者の方の景観への関心を喚起し、取り組みたいことを発見する場を提供するため、以下の観点から、景観フォーラムなどの景観に関わる情報交流の場づくりを検討します。

- ・景観写真展や、景観形成活動のパネル展など、佐倉の景観や、景観まちづくりの取組みについて広く発信する場や機会を創出します。
- ・佐倉市においてその時に取り組まれている景観の施策や、市民・事業者の景観形成活動などをテーマとして、外部専門家の講義、市民活動団体の情報発信、市民同士のトークセッションなどを通じて、市民と行政、外部の専門家などが学びながら交流・意見交換を行う場や機会を創出します。
- ・将来的には、市民や事業者も企画運営に参画するなど、協働事業としての発展形も想定します。

図 景観に関わる情報交流の場づくりのイメージ



■ 新町地区景観形成重点区域 景観計画

■ 新町地区景観形成重点区域 景観計画

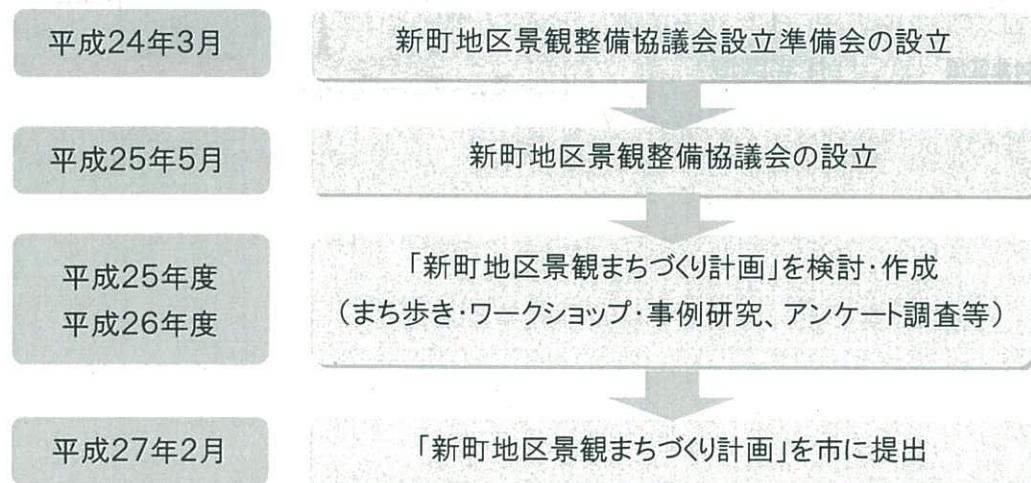
新町地区（新町・裏新町等）は、江戸時代に佐倉城下に形成されたまちを基礎としています。その後の時代の変遷を経て、まち並みは変化しつつも、歴史的な風情や懐かしさなど、独特の雰囲気を感じることができる「歴史のまち佐倉」を代表する地域のひとつです。

平成23年度に市が実施した「景観に関する意見交換会」をきっかけとして、地域の方により組織された新町地区景観整備協議会設立準備会の検討を経て、平成25年度に「新町地区景観整備協議会」が設立され、地域の景観まちづくり計画の検討が開始されました。

その後、協議会では、約2年間、計13回にわたり景観形成の目標や方針、実現の方策などの検討を積み重ねてきました。さらに、地区の方を対象としたアンケート調査やワークショップなどにより、地域にとって大切なものを明らかにしながら、「新町地区景観まちづくり計画」が作成されました。

平成27年2月に市に提出された「新町地区景観まちづくり計画」に基づき、景観審議会における審議などを経て、景観形成重点区域に指定することとなりました。

図 新町地区景観まちづくり計画の検討経緯



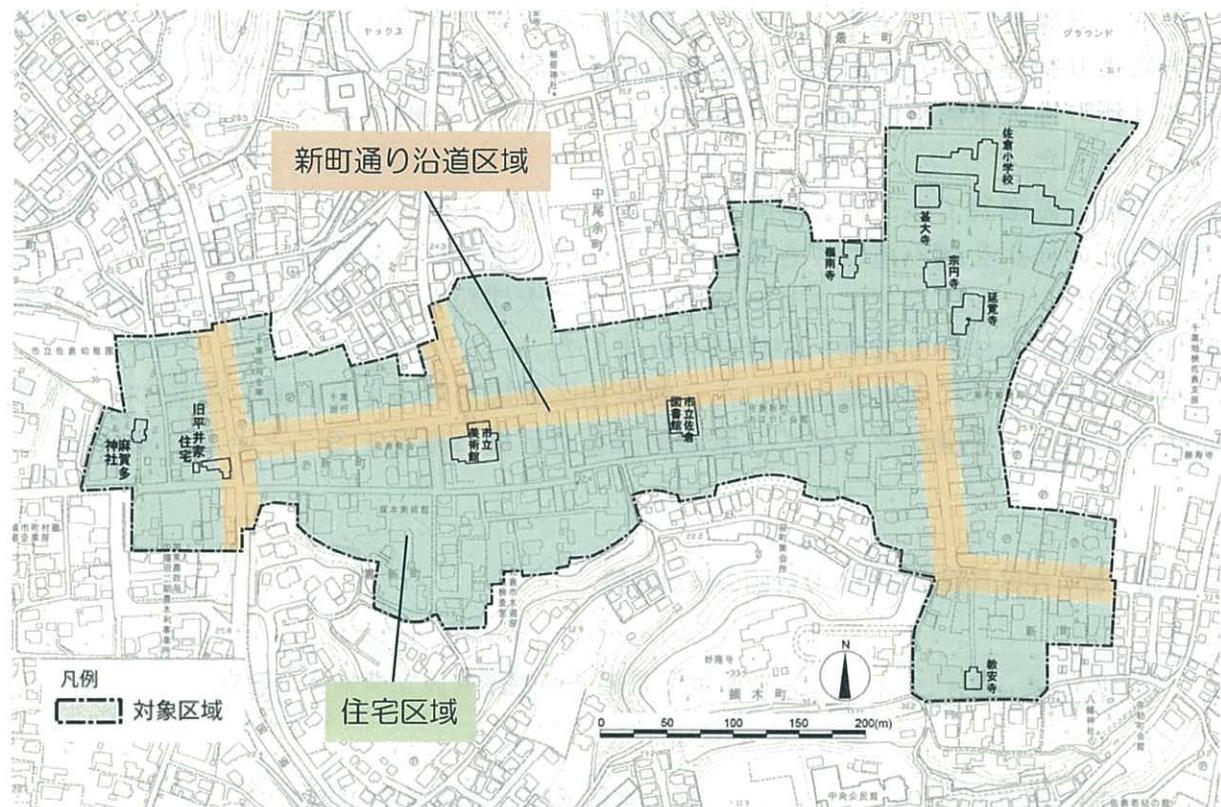
※協議会会員：町内会代表者、佐倉城下町商店会代表者

1. 対象区域の範囲と名称

対象区域は、新町及び裏新町に位置する町内会の区域を基本とし、一体的な景観を形成している下記範囲とします。本地区の名称は「新町地区景観形成重点区域」とし、面積は約 16.4 ha です。

対象区域について、新町通り沿道区域（主要な通りの道路境界から 10 m の範囲）と住宅区域に区分し、各区域の景観形成基準を定めます。

図 対象区域、区域区分



2. 新町らしい景観まちづくりの目標と方針

新町らしい景観を守り活かしながら、にぎわいや暮らしやすさにつなげていくために、次の基本理念や基本目標などのもとで景観まちづくりに取り組んでいくこととします。

1) 景観まちづくりの基本理念

「新町らしさ」を知り、守り、つくり、伝える

2) 景観まちづくりの基本目標

「新町らしさ」の価値を高めながら、地域の活力を向上させていきます。

- 楽しく歩き、交流できるまち
- 心の拠り所となるまち
- 「ここにしかない日常」を魅せるまち

3) 景観まちづくりの基本方針

景観まちづくりの基本理念及び基本目標を踏まえ、基本方針を次のように定めます。

○歴史を感じさせる独特の雰囲気を守り育てる

- ・佐倉城下の多彩な歴史、文化・風情が感じられる景観の形成

○緑に囲まれて暮らす

- ・緑を基調とした、ゆとりや潤いのある景観の形成

○「新町らしさ」を楽しむ空間をつくる

- ・歴史・文化・四季の彩りを活かした、にぎわいや交流を育む魅力ある景観の形成

4) 景観の構造や資源に関する方針

(1) まち並みの特徴ごとの方針

土地利用やまち並みの特徴など、景観としての一定のまとまりごとの特徴に応じた一体感や秩序が感じられる景観形成を図ります。

①新町通り沿道

- ・地域の歴史文化の活用や、商業機能の集積による、新町らしいにぎわいと活力が感じられる景観の形成
- ・建築物の規模や配置、意匠の調和などにより、秩序が感じられるまち並みの形成

②住宅地

- ・斜面や社寺の緑が望める、低層を基調とした親しみと落ち着きのある景観の形成
- ・敷地内緑化の推進など、うるおいや心地よさが感じられる景観の形成

(2) 軸・通り別の方針

まちの骨格となる主要な通りを景観の軸とし、歴史的な道筋の雰囲気を守り、連続性やつながりが感じられる景観形成を図ります。

①新町通り等の主要な通り

- ・まち並みの連続性を保ち、新町らしい歴史文化が感じられる景観の形成
- ・開放的で心地よさが感じられる景観の形成

②裏新町の通り

- ・周囲の緑への眺めの配慮、敷地内の緑化推進など、うるおいのある通りの景観の形成
- ・快適な歩行者空間の確保や、庭木による敷地内の緑化、歴史文化的資源の活用などによる、歩いて楽しいまち並みの形成

③仲町の通り

- ・社寺の緑との調和に配慮するとともに、庭木による敷地内の緑化など、緑豊かなうるおいの感じられる景観の形成

(3) 景観資源に関する方針

時代の積み重ねを今に伝える歴史的建造物や樹木、特徴的な場所やシンボルとなる資源など、「新町らしさ」を表す景観資源を守り活かすことで、新町らしい魅力づくりにつなげていきます。

■景観資源の保全・活用による景観形成の方針

①景観資源の保全・活用

- ・江戸時代に形成された道筋、社寺、町家や蔵などの歴史的建造物、まち並みの中でシンボルとなる特徴的な樹木など、新町らしい景観を表す景観資源の保全・活用
- ・景観資源の周辺や特徴的な場所における建築などの規模や配置、意匠の配慮による新町らしい魅力づくり

②景観資源の認知や情報発信

- ・「新町らしさ」を表す景観資源の認知度の向上による、地区への愛着や誇りの育成
- ・「新町らしさ」を大切にする意識づくりや、地区内外の交流の促進による活力の向上

■拠点的な場所、特徴的な場所に関する方針

①新町交差点周辺

- ・社寺の緑への眺め、町家や道標などの歴史的資源を活用した、かつての札の辻にふさわしい「新町らしさ」の演出
- ・歴史文化との調和に配慮した建築物などの規模や意匠、快適な歩行者空間の創出などによる、地区の歴史的な雰囲気を活かした拠点的な空間の形成

②井戸の周辺（裏新町）

- ・井戸や道路の形状（クランク）の保全・活用などによる、落ち着きや風情が感じられる景観の形成
- ・地域の歴史を伝えるシンボルのひとつとなる歴史的景観の形成

③市立美術館の周辺

- ・京成佐倉駅と地区を結ぶ「まちの玄関口」にふさわしい風格とにぎわいが感じられる景観の形成

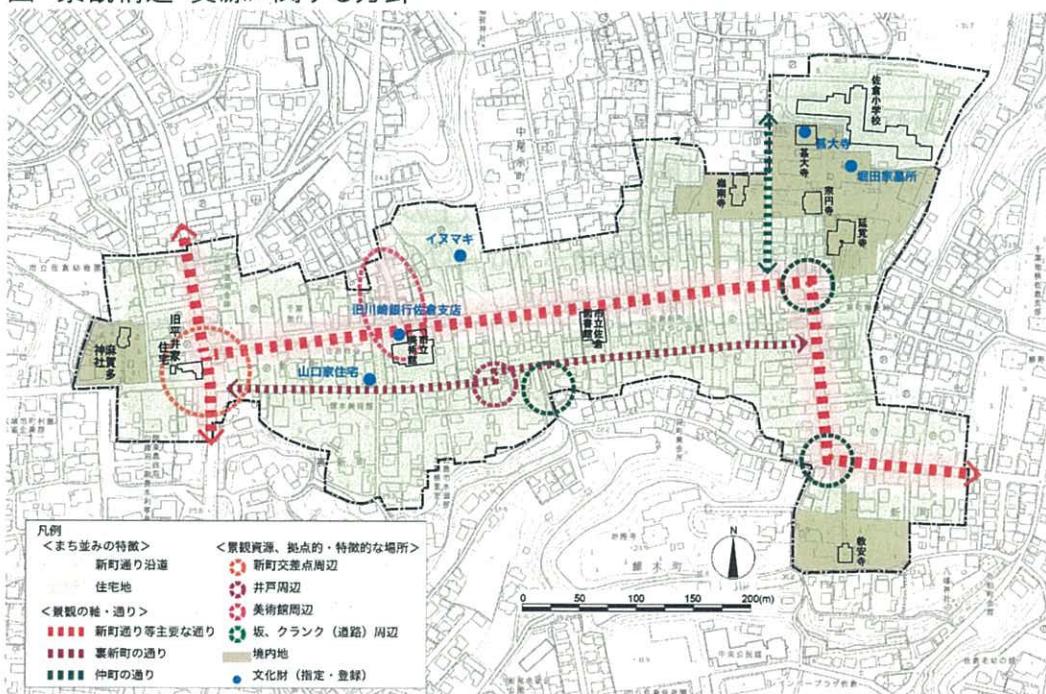
④特徴的な坂道の周辺

- ・歴史的建造物、坂道や路地などとの一体的な保全・活用による、落ち着きと風情のある景観の形成
- ・周囲の緑への眺めを活かした、うるおいが感じられるまち並みの形成

⑤クランク（道路）の周辺

- ・城下町独特の道筋が印象的な、懐かしさや趣が感じられる歴史的な景観の形成
- ・坂道の眺めなどの保全による、風情のある特徴的な景観の形成

図 景観構造・資源に関する方針



3. 建築物等の景観誘導

1) 建築物等の景観形成基準

(1) 届出対象行為

次の表に掲げる行為は、景観法に基づく届出が必要な行為とします。

また、事前協議は、原則として専門家（景観アドバイザー）の助言などを得て実施するほか、地区住民などにより組織された（仮称）新町地区景観整備協議会と意見交換などを行ながら実施します。

表 届出対象行為

行 為	規 模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕、若しくは模様替又は色彩の変更 ※1	延べ床面積が 10 m ² 超の建築物。 増築の場合、増築に係る床面積が 10 m ² 超 上記で外観面積の 1/2 を超える外観の変更※2
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕、若しくは模様替又は色彩の変更 ※1	(1)自動販売機又はこれに類する工作物 (2)太陽光発電設備（※建築物に設置する太陽光発電設備は建築設備（建築物）として扱う） (3)高さ 1.0mを超える垣、柵、塀、擁壁その他これに類するもの (4)高さ 2.0mを超える次の工作物 ・煙突その他これに類するもの ・RC柱、鉄柱その他これに類するもの ・広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの ・製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫その他これらに類するもの ・彫像、記念碑その他これに類するもの
開発行為（都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為）	区域面積が 300 m ² 以上のもの
土石の採取その他の土地の形質の変更	全ての土地の形質の変更
木竹の伐採	区域の面積が 300 m ² 以上のもの、又は地上 1.3m における幹周 200cm 以上の木竹の伐採
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	区域面積が 300 m ² 以上のもの、又は堆積期間が 90 日を超えるもの

※1:色彩の変更には、同色の塗替を含む

※2:外観面積は、外壁の各面を指す

(2) 景観形成基準

新町らしい景観の特徴の継承や新たな魅力の創出など、新町らしい景観づくりの実現に向けて、景観形成基準を「I 景観形成基準の基本的な方向性」、「II 共通基準」、「III 届出対象行為別の基準」から構成し、各基準に適合するように景観誘導を図ります。

なお、佐倉市全域を対象とした届出対象行為に該当する場合は、新町地区の景観形成基準に加え、佐倉市全域の景観形成基準にも適合させるものとします。

I. 景観形成基準の基本的な方向性

■区域全体（共通）

- ・地区の歴史や風情が感じられるように配慮する。
- ・地区のまち並みから突出しないように配慮する。
- ・周辺との調和に配慮する。
- ・ヒューマンスケール（人が心地よいと感じる尺度）を大切にする。

■新町通り沿道区域

- ・まち並みの連続性を保全・創出しながら、親しみのあるにぎわいの空間をつくる。

■住宅区域

- ・緑を基調とした、うるおいとゆとりのある空間をつくる。

II. 共通基準

区分	景観形成基準
地区の特性との調和	<input type="checkbox"/> 拠点的な場所の景観特性やまち並みと調和し、景観形成の方向性に整合した配置や規模、形態意匠とする。 <input type="checkbox"/> 景観の軸となっている通りの連続性や、背景の緑と一体となった眺めを損なわないように配慮する。
景観資源への配慮	<input type="checkbox"/> 地区内の文化財や歴史的建造物、古木などと調和した、配置や高さ、規模、形態意匠とする。 <input type="checkbox"/> 社寺の歴史や緑の雰囲気を大切にし、うるおいや風格に配慮した、配置や高さ、規模、形態意匠とする。 <input type="checkbox"/> 歴史的建造物に隣接する場合は、その伝統的な意匠・様式との調和に配慮する。
自然的要素との調和	<input type="checkbox"/> 地区を取り囲む斜面緑地や樹林など、自然的要素との調和に配慮する。 <input type="checkbox"/> 台地上の開放感のあるまち並みや空間との調和に配慮する。 <input type="checkbox"/> 良好な眺めを損ねないように配慮する。

III. 届出対象行為別の基準

建築物

区分		新町通り沿道区域	住宅区域
高さ・スカイライン	遵守	<input type="checkbox"/> 周辺のまち並みが形成するスカイラインとの調和を図り、著しく突出した高さとならないようにする。 <input type="checkbox"/> 通りに面する部分の高さを抑え、歩行者に圧迫感を感じさせないように努める。	
	奨励	<ul style="list-style-type: none"> ■屋根の形状は勾配屋根を用いるなど、歴史的な雰囲気のあるまち並みとの調和に配慮する。 ■背景となる緑地や境内の縁への眺めに配慮した規模や屋根形状とする。 	
配置	遵守	<input type="checkbox"/> 通りに面する壁面の位置を周辺と調和させ、まちなみの連続性に配慮する。 <input type="checkbox"/> 通りから壁面線が大きく後退する場合は、塀や植栽の設置などにより、まちなみの連続性を損ねないように努める。	<input type="checkbox"/> 敷地内や周辺の高木などが望見できるように、配置などを工夫する。
	奨励	<ul style="list-style-type: none"> ■主要な通りに面する壁面又は塀・柵の位置は、伝統的な町家の壁面位置を基本として、周囲と壁面線をそろえるように努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ■通りに面して植栽が可能な空地をできる限り設け、ゆとりとうるおいのある空間の確保に努める。
外壁・外観	遵守	<input type="checkbox"/> 形態意匠は、建築物自体のバランスだけでなく、歴史的な雰囲気を損ねないように周辺との調和に配慮する。 <input type="checkbox"/> 地区内の伝統的な形態意匠との調和に配慮する。	
	奨励	<input type="checkbox"/> 通りに面した低層部に、庇の設置や細やかな意匠を施すことなどにより、にぎわいの感じられるまち並みの表情づくりに努める。	<ul style="list-style-type: none"> ■通りに面して、花や緑による演出が可能なしつらえとなるように工夫する。
色彩	遵守	<input type="checkbox"/> 周辺との調和に配慮し、歴史的な雰囲気を損ねない色彩とする。 <input type="checkbox"/> 別表に掲げる基準に適合させる。	
建築設備、駐車場等	遵守	<input type="checkbox"/> 建築設備は、建築物と形態意匠の調和を図るなどにより、通りから目立たないように配慮する。 <input type="checkbox"/> 駐車場を設置する場合は、塀や植栽の設置などにより、まち並みの連続性を損ねないように配慮する。	
	奨励	<ul style="list-style-type: none"> ■木製格子や門の設置による修景など、歴史的な雰囲気を損ねないように工夫する。 ■太陽光発電設備を設置する場合は、パネルの最上部が建築物の最上部を超えないようにする。陸屋根の場合はパネルの高さをできる限り低くする。 	
外構、庭等	遵守	<input type="checkbox"/> 塀・柵などを設置する場合は、工作物に示す基準に適合する。 <input type="checkbox"/> 敷地の外周に塀などを設ける場合は、周辺と調和した落ち着きのある色彩とする。	<input type="checkbox"/> 通りから植栽の緑が眺められるように、配置などを工夫する。 <input type="checkbox"/> 通りに面した位置に植栽スペースを

		確保するなど、ゆとりある空間づくりに努める。
奨励	■主要な通りに面する部分では、植栽や休憩設備の設置などにより、にぎわいや魅力あるまち並みづくりに努める。	

工作物

区分	新町通り沿道区域	住宅区域
外装・外観	□周辺との調和に配慮する。	
	□配置や修景などにより、まち並みの連續性を損ねないように工夫する。	□敷地内を緑化するなど、周囲の緑との連続性に配慮する。
奨励	■通り沿いには、ネットフェンスやブロック塀の設置はできる限り避け、歴史的な雰囲気を損ねないように工夫する。 ■太陽光発電設備を設置する場合は、できる限り高さを低くし、配置や植栽の工夫などにより、道路などからの見え方に配慮する。	
		■塀を設置する場合は、高さを抑えたり、植栽・生垣を組み合わせる工夫などにより、ゆとりやうるおい、親しみのある表情づくりに努める。
色彩	□まち並みの連續性やまとまりを損ねないように配慮する。 □別表に掲げる基準に適合させる。 □敷地内に複数の工作物がある場合は、相互に色彩を統一するように努める。	
遵守		

開発行為、土石の採取その他の土地の形質の変更

区分	新町通り沿道区域	住宅区域
土地の形状、緑化	□敷地内に、歴史的な資源や残すべき緑がある場合は、これらをできる限り保全・活用する。 □できる限り現況の地形を活かすように努める。	

屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

区分	新町通り沿道区域	住宅区域
堆積の方法、遮へい	□堆積物の高さはできる限り低く抑え、位置や修景などにより、通りから直接見えないように工夫する。	

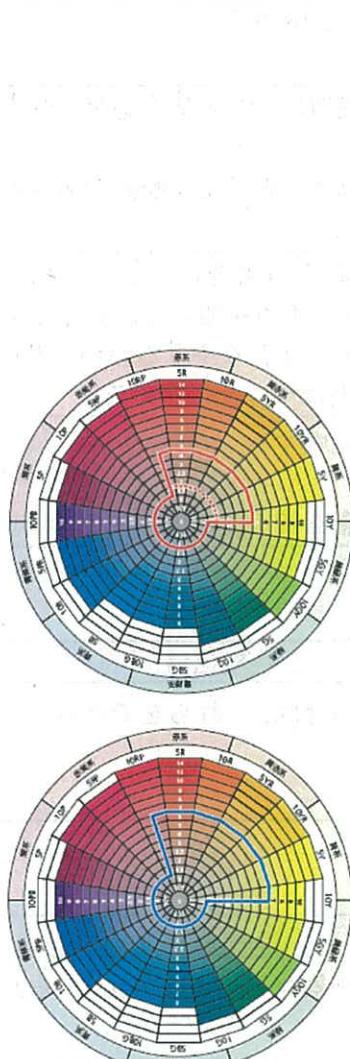
木竹の伐採

区分	新町通り沿道区域	住宅区域
伐採	□伐採は必要最小限に抑え、地区の景観を著しく損ねないように努める。	□斜面緑地での伐採はできる限り避け、周辺の緑との連続性やまとまりに配慮する。

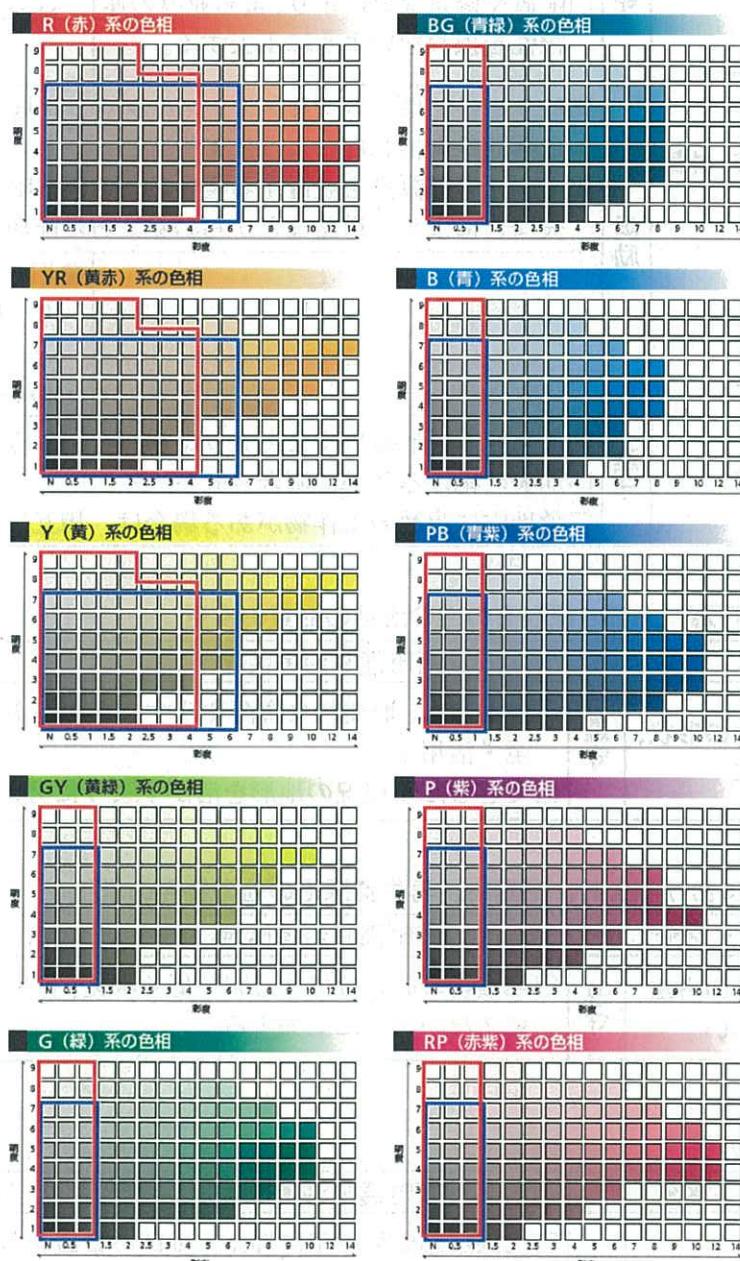
別表 色彩基準

対象・部位	色相	明度	彩度
建築物の外壁の基調色 工作物の外装の基調色	R系、YR系、Y系	8以上の場合	2以下
		8未満の場合	4以下
	上記以外の色相	—	1以下
建築物の屋根の基調色	R系、YR系、Y系	7以下	6以下
			1以下

※外壁(外装)及び屋根各面の1/5未満の面積については、上記以外の色彩を用いることができる。ただし、低層部(2階以下)で用いることを基本とする。



凡例
■ 建築物の外壁の基調色
■ 工作物の外装の基調色
■ 建築物の屋根の基調色



○レンガやガラスなど意図的な着色を施していない素材本来の色彩のものや、景観資源として定着しているもの、他法令で色彩が規定されているものについては、協議を経て色彩基準の適用を受けないようにします。

2)屋外広告物の表示・掲出等の景観誘導

新町らしい景観まちづくりを推進していくうえで重要な要素である屋外広告物について、千葉県屋外広告物条例に基づく許可が必要な広告物や、景観法に基づく届出対象行為に該当する建築物・工作物に付属する広告物を対象として、千葉県屋外広告物条例に基づく許可基準に加え、次に示す配慮事項に基づき誘導を図ります。

配慮事項

区分	配慮事項
地区の特性との調和	<input type="checkbox"/> 拠点的な場所の景観特性やまち並みと調和し、景観形成の方向性に整合した位置・規模、形態意匠となるように工夫する。 <input type="checkbox"/> 景観の軸となっている通りの連続性や、背景の緑と一体となった眺めを損なわないように配慮する。
景観資源への配慮	<input type="checkbox"/> 地区内の文化財や歴史的建造物、古木などと調和した、位置・規模、形態意匠となるように工夫する。 <input type="checkbox"/> 歴史的な雰囲気を損ねない位置・規模、形態意匠となるよう工夫する。 <input type="checkbox"/> 照明は、光源の種類、位置、照明方法などを工夫し、過剰な光の散乱を防止するとともに、フラッシュライトなど瞬間に強い光を発する広告物の設置を控える。
自然的要素との調和	<input type="checkbox"/> 地区を取り囲む斜面緑地や樹林など、自然的要素との調和に配慮する <input type="checkbox"/> 台地上の開放感のあるまち並み・空間との調和に配慮する。 <input type="checkbox"/> 良好な眺めを損ねないように配慮する。
建築物との一体性等	<input type="checkbox"/> 煩雜な印象とならないよう、位置・規模、形態意匠を工夫する <input type="checkbox"/> 建築物のデザイン、色彩、素材などとの調和を図る。 <input type="checkbox"/> 可能な限り低層部に表示するなど、歩行者への視認性を確保する。 <input type="checkbox"/> 地色は彩度を抑え、使用する色数は必要最小限度とする。 <input type="checkbox"/> 屋外広告物の数や面積は必要最小限とし、複数の広告物は、集約化・集合化する。

【資料編】

1. 景観計画の策定経緯と体制

1) 景観計画の策定経緯

年度	市民意向の把握	景観審議会等の開催
平成25年度	市民アンケートの実施 (10月)	佐倉市景観審議会（3回） 佐倉市景観計画庁内検討会（5回）
平成26年度	地区別懇談会の開催 (7月19日～8月3日)	佐倉市景観審議会（5回） 佐倉市景観審議会作業部会（4回） 佐倉市景観計画庁内検討会（5回）
平成27年度	パブリックコメントの実施	佐倉市景観審議会（○回） 佐倉市景観審議会作業部会（○回） 佐倉市景観計画庁内検討会（○回）

2) 景観計画の策定体制

佐倉市景観審議会名簿 ○作業部会

氏名	所属等	備考
木下 剛	千葉大学大学院 園芸学研究科 緑地環境学コース 環境造園学領域 准教授（会長）	学識経験者
片桐 由希子○	首都大学東京 都市環境学部 自然・文化ツーリズムコース 助教（副会長）	
中島 伸○	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻 特別助教	
田邊 学○	株式会社カラープランニングセンター代表取締役	
内田 儀久○	佐倉市社会教育指導員	
佐藤 伸五	佐倉商工会議所	各種団体の代表者
小出 一郎	佐倉市観光協会	
石毛 満	社団法人千葉県建築士会	
小出 淑子	市民	公募市民
関口 みどり	市民	

佐倉市景観計画庁内検討会名簿 ※部の連絡調整を特命された者、会長が指名した者

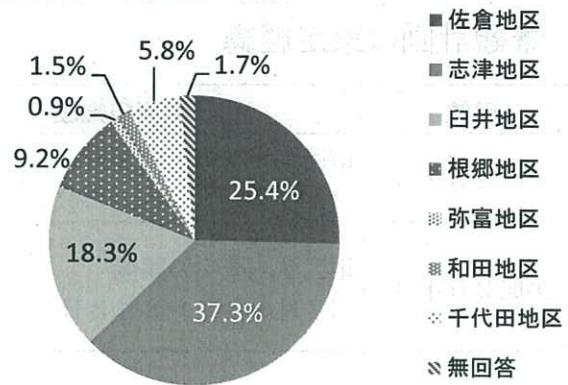
都市部都市計画課長（会長）	企画政策部 ※	産業振興部 ※
環境部 ※	土木部 ※	資産管理経営室 ※
教育委員会文化課長		

2. 市民意向の結果概要

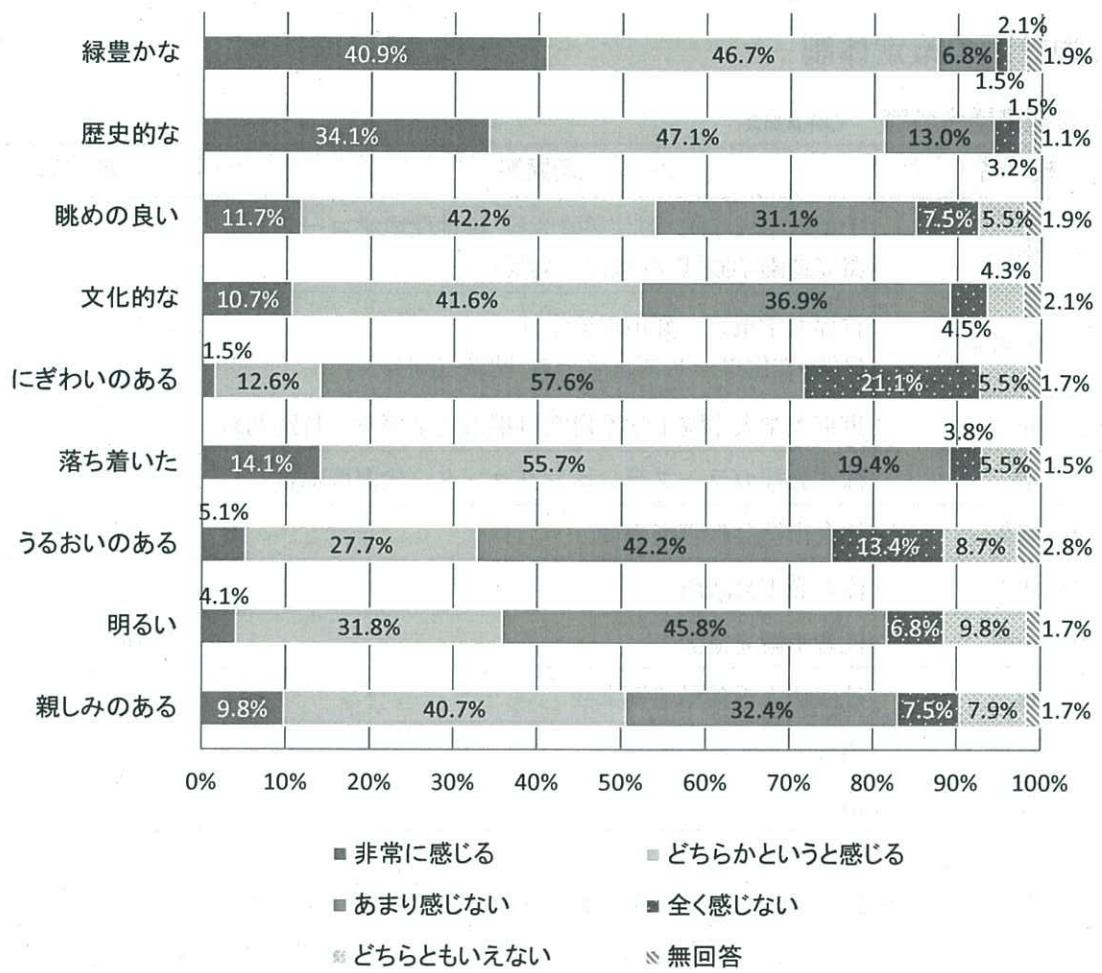
1)市民アンケートの結果概要

回答期間：平成 25 年 10 月 11 日～10 月 31 日
 調査対象：市内在住の満 20 歳以上の方から、
 1,000 人を無作為抽出
 実施方法：郵送配布・郵送回収
 回 収 率：46.9%（有効回収数 469 票）

回答者の居住地の割合

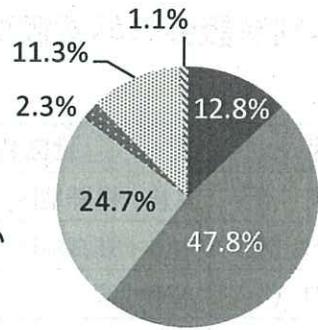


■佐倉市の景観のイメージにどのくらいあてはまるを感じていますか

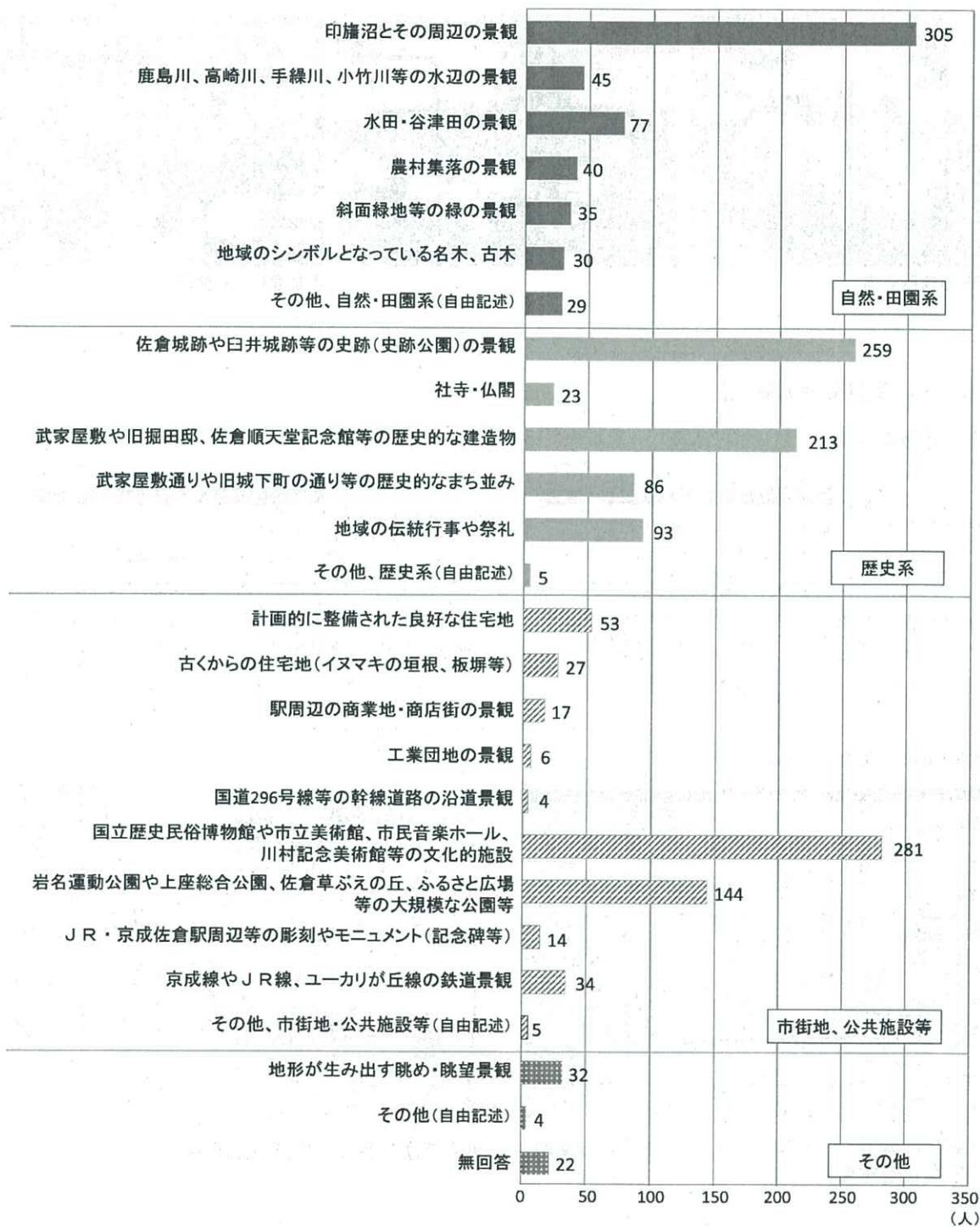


■佐倉市の景観を好ましいと感じていますか

- | | |
|--------------|------------|
| ■非常に感じる | ■全く感じない |
| ■どちらかというと感じる | ■どちらともいえない |
| ■あまり感じない | ※無回答 |



■佐倉市の景観で自慢できるところについて、該当するものを3つまで選んで下さい



2) 地区別懇談会の結果概要

日程	地区名	会場	参加者
7月19日(土)	佐倉・根郷地区	佐倉市役所	24名
7月26日(土)	和田・弥富地区	弥富公民館	14名
8月2日(土)	志津地区	志津コミュニティセンター	15名
8月3日(日)	臼井・千代田地区	臼井公民館	10名

地区別懇談会の様子



班ごとの意見交換



参加者による発表

【班ごとの意見交換の概要】

(カードの記入方法)

○○付近・・・という書き方でも構いません。

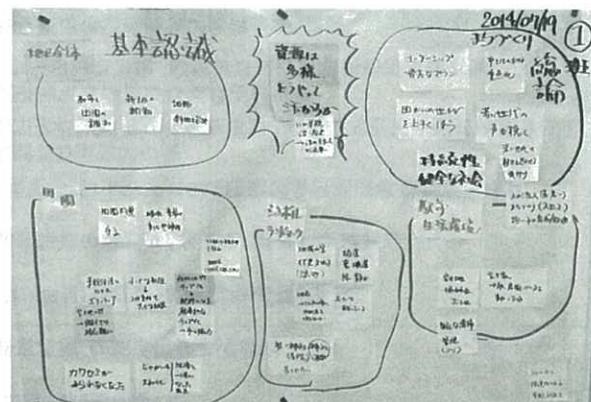
感想、体験談、思いなど、自由な表現で構いません。

私が気になっている、地域の風景
見ている場所、どのような風景かなど
○○付近の風景
気になっている（問題だと思う）理由など
ざわざわとしていて落ち着きがないと思う。アラビなどがあわしてて気になら。

どこから見るのが良いか、もしもわかれれば記入をお願いします。

私が好きな、地域の風景
見ている場所、どのような風景かなど
○○の道から見た、田園の風景
好きな理由、他の人もおすすめしたい点など
広々と気持ちが良い。昔から変わらない。
朝の散歩コースにおすすめ。

(意見の例：佐倉・根郷地区)



「好きな景観」、「気になっている景観」の場所、内容などを意見交換
班内で話し合った内容などを整理

表 主な意見

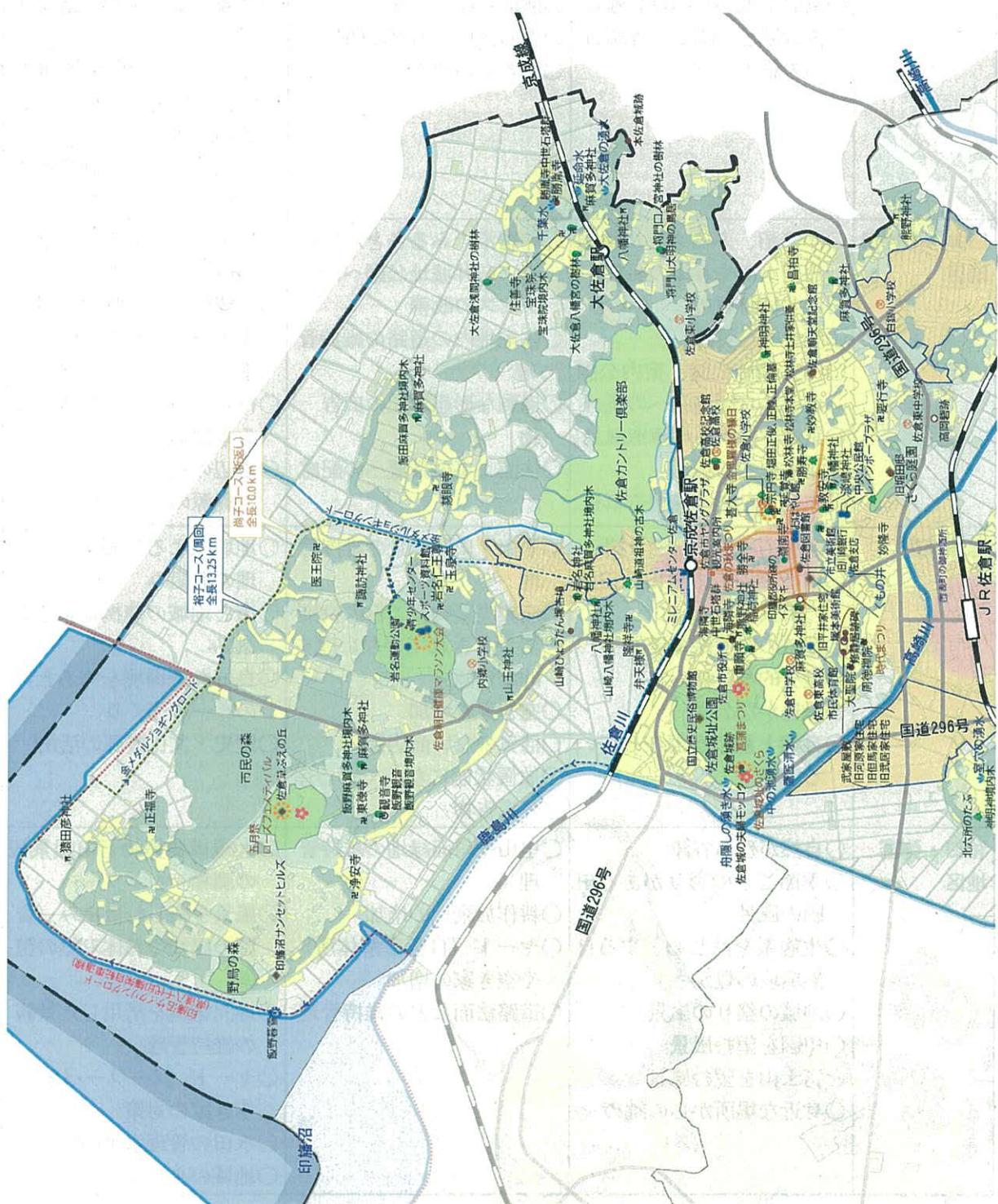
地区名	好きな（おすすめしたい）景観	気になっている景観	今後の景観形成に向けて
佐倉・根郷地区	<ul style="list-style-type: none"> ○印旛沼、ふるさと広場周辺、河川沿いの風景、田園風景 ○佐倉城址公園、歴史的な資源、歴史を感じる坂や路地 ○京成本線からの車窓風景 ○佐倉城址公園から寺崎方面の眺め 	<ul style="list-style-type: none"> ○休耕田の増加 ○個々の歴史的な資源の維持管理 ○旧城下町（新町通り）の歴史的なまち並みの保全 ○社寺の境内樹木の管理 ○駅前景観の改善 ○斜面緑地や田園の開発 ○空き家の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ○都市と田園の調和、新旧の調和 ○地形・斜面地と台地の保全 ○歴史的な資源のネットワーク化やまち並みの形成 ○景観資源の周知、情報発信 ○地域の自主的な景観形成、市民との協働による景観形成 ○実効性のある計画策定やルールづくり
臼井・千代田地区	<ul style="list-style-type: none"> ○印旛沼、ふるさと広場周辺、水田や谷津の風景 ○臼井城跡周辺 ○歴史的な資源 ○臼井城址公園、宿内公園などから印旛沼への眺め ○京成本線からの車窓風景 ○並木のある坂道 ○住宅地を彩る緑地や草花 	<ul style="list-style-type: none"> ○印旛沼、ふるさと広場周辺、臼井城址公園へのアクセスの改善 ○住宅地内の道路の維持管理 ○過剰な形態意匠の広告物 ○法面工事の景観への配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ○資源のネットワーク化、地域ごとの魅力の周知 ○景観資源や、眺望の視点場までのアクセス路の整備 ○行政と市民との協働による景観形成 ○水辺の景観づくり、水辺の資源のネットワーク
志津地区	<ul style="list-style-type: none"> ○印旛沼周辺の自然景観 ○市街地周辺の里山と田園の風景 ○地域の環境保全活動 ○歴史的な資源 ○緑豊かな公園 ○自然と都市が混在している環境 	<ul style="list-style-type: none"> ○里山・田園風景の維持管理 ○産業廃棄物やごみの投棄 ○活かしきれていない歴史的な資源 ○空き家の増加 ○活気のない商店街 ○放置状態になっている屋外広告物 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域による景観の維持管理の取組み ○市と地域の連携による取組み ○良好な住環境を守るためにルールづくり ○歴史・文化資源の活用
和田・弥富地区	<ul style="list-style-type: none"> ○自然が残る谷津 ○季節ごとの彩りがある田園の風景 ○生態系をはじめとする自然環境の豊かさ ○地域の祭りの風景 ○田園を望む風景 ○富士山を望む風景 ○身近な場所からの眺め 	<ul style="list-style-type: none"> ○里山や斜面緑地の維持管理 ○耕作放棄地の増加 ○ヤード（自動車解体所）や空き家の増加 ○道路法面などの維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模建築物と田園景観の調和 ○風景を楽しむ取組み（資源の周知やお休み処の整備） ○地元組織を活用した景観の維持管理 ○ヤード、ソーラーパネル、空き家の対策 ○水田の管理水準の維持 ○地域のルールづくり

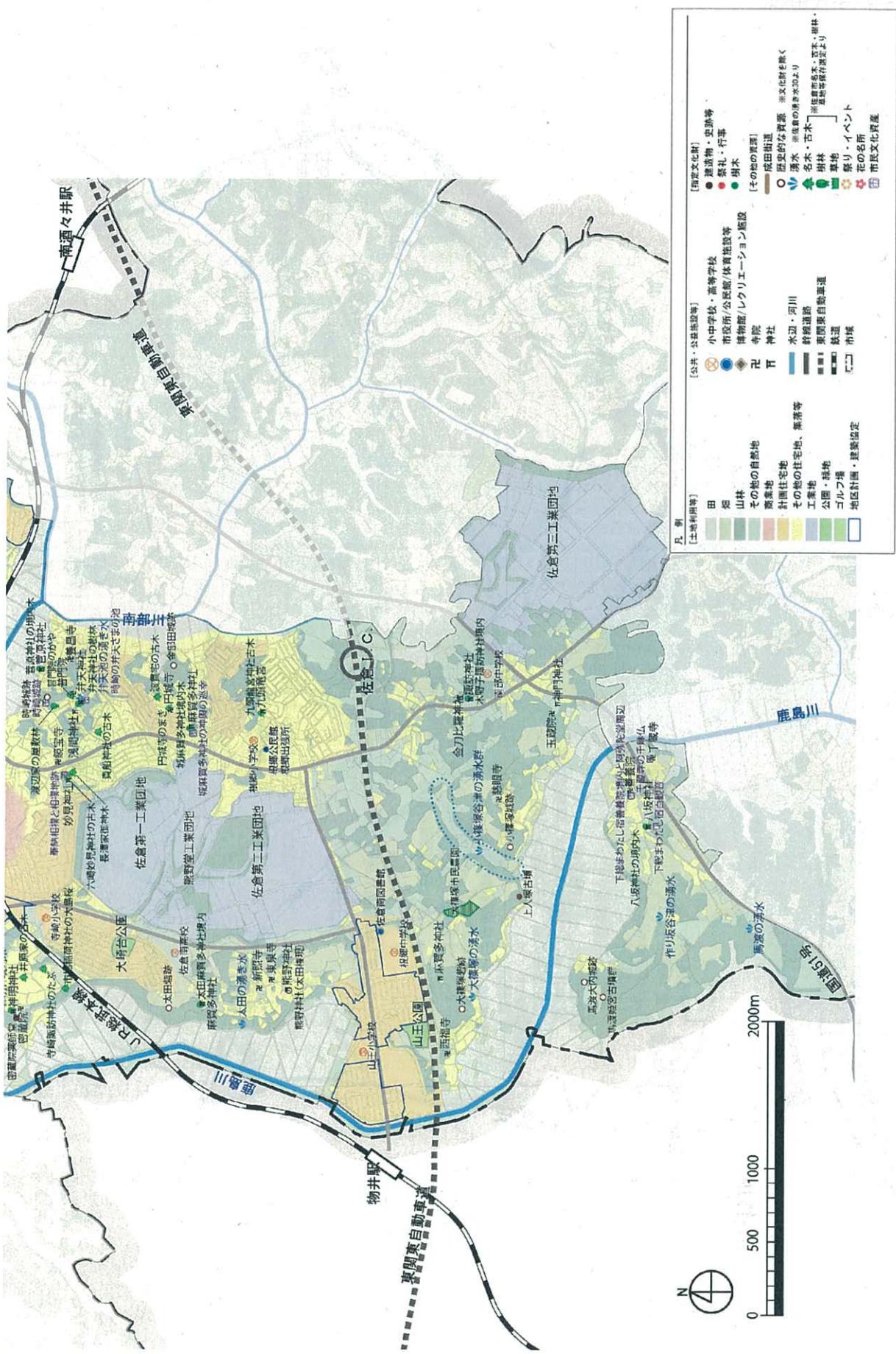
3. 参考図

主な景観資源図 佐倉・根郷地区

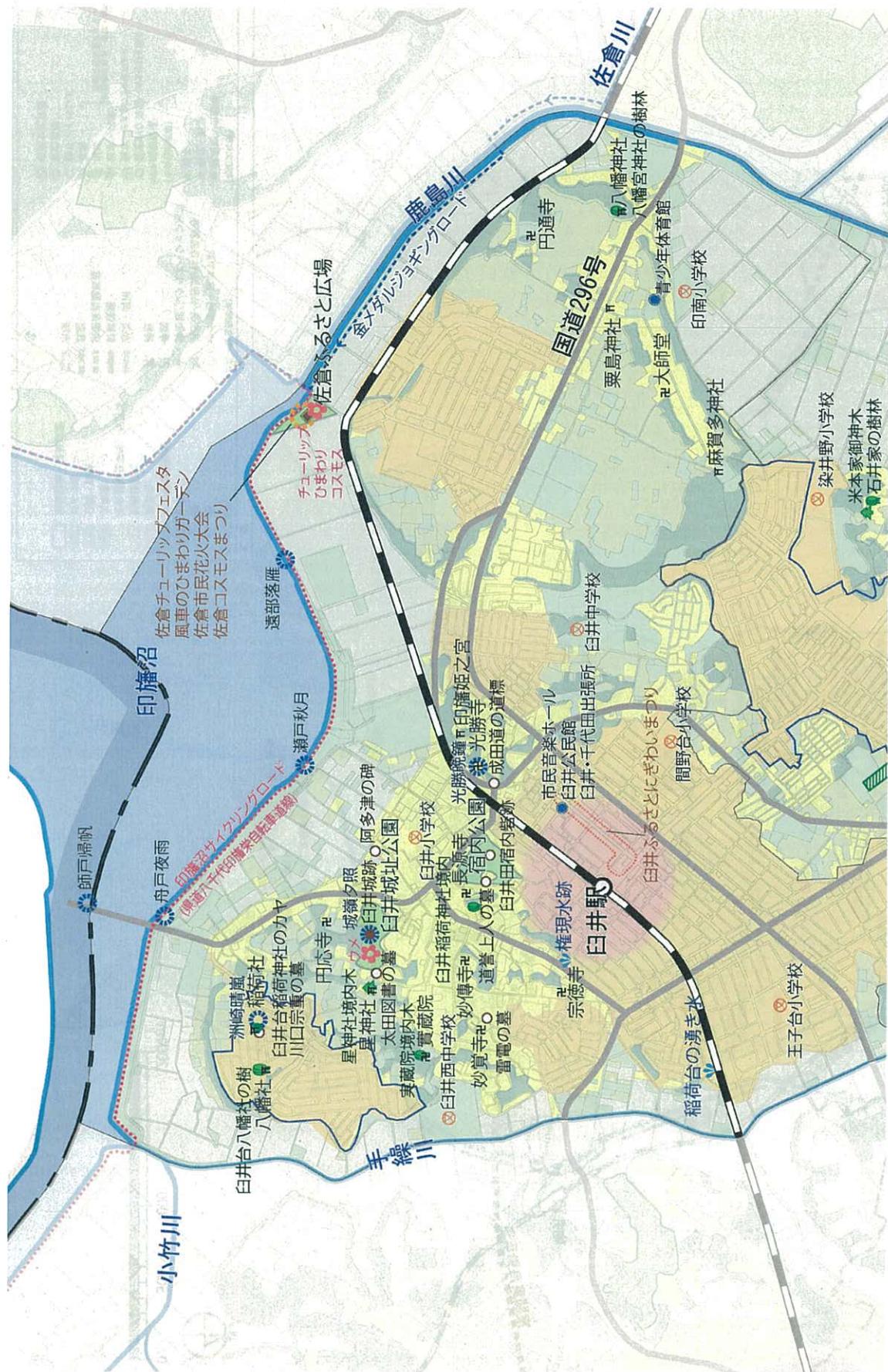
※ p 55 に全市図を掲載

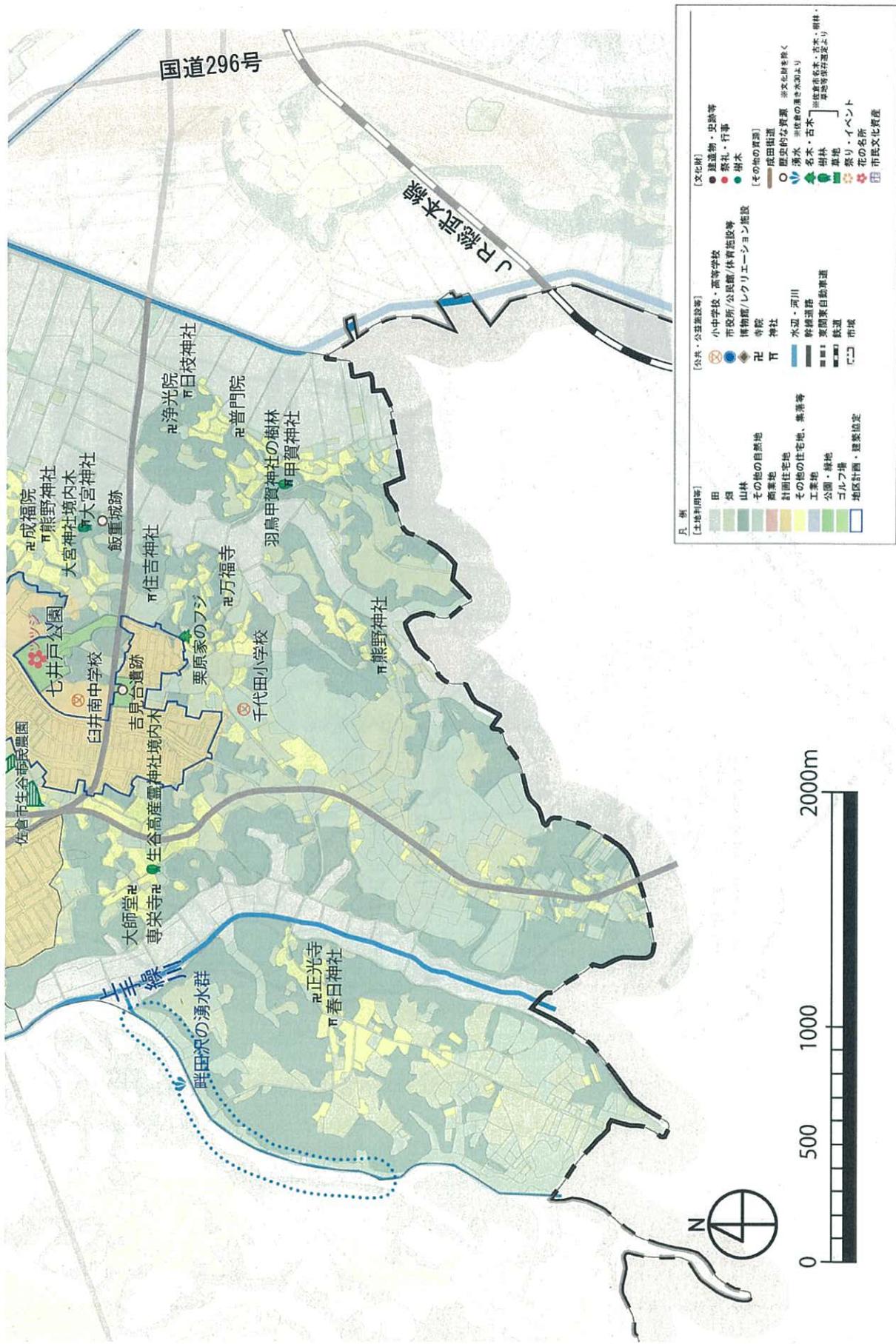
*資料-14に佐倉城下町周辺の拡大図を掲載



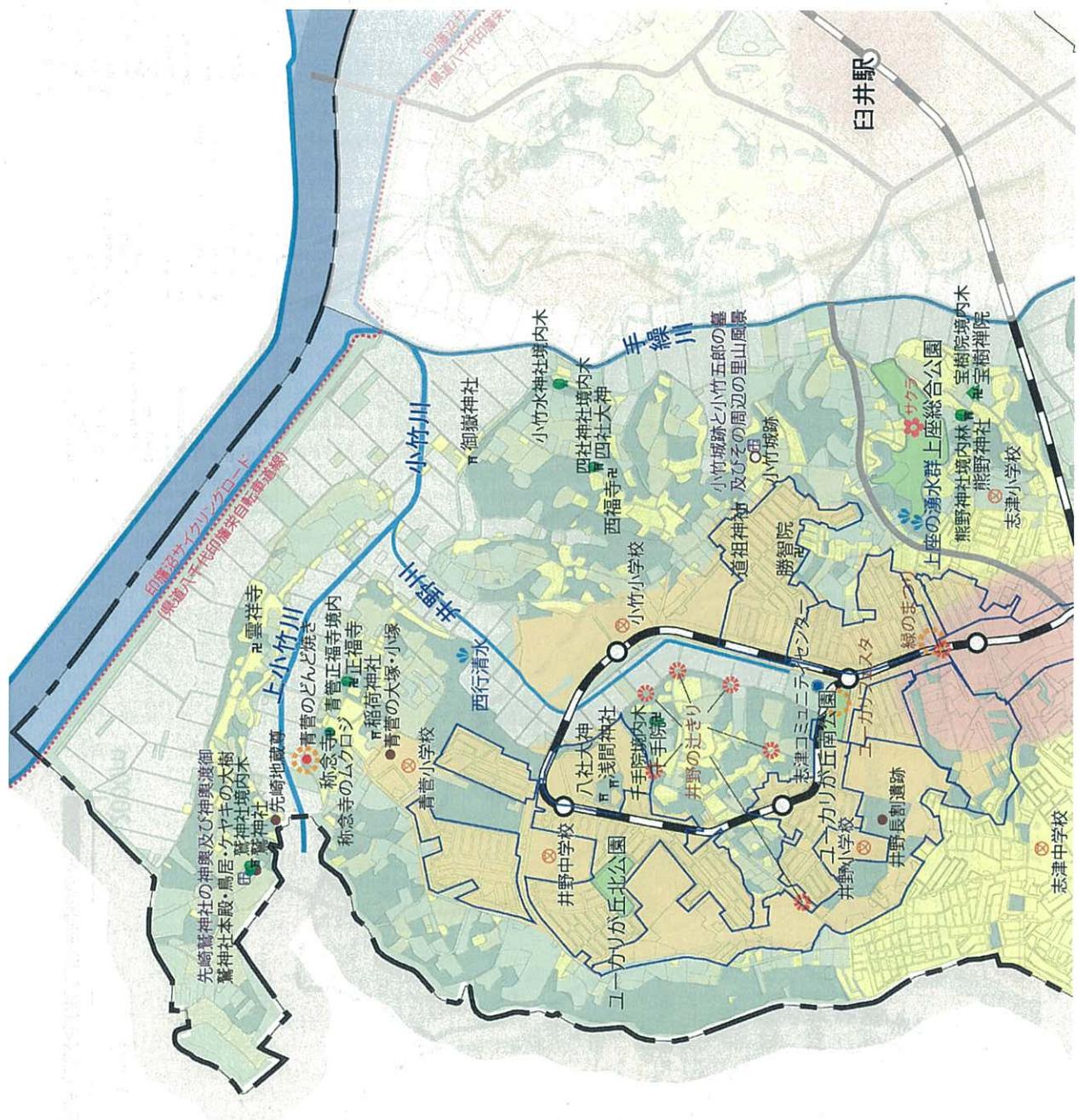


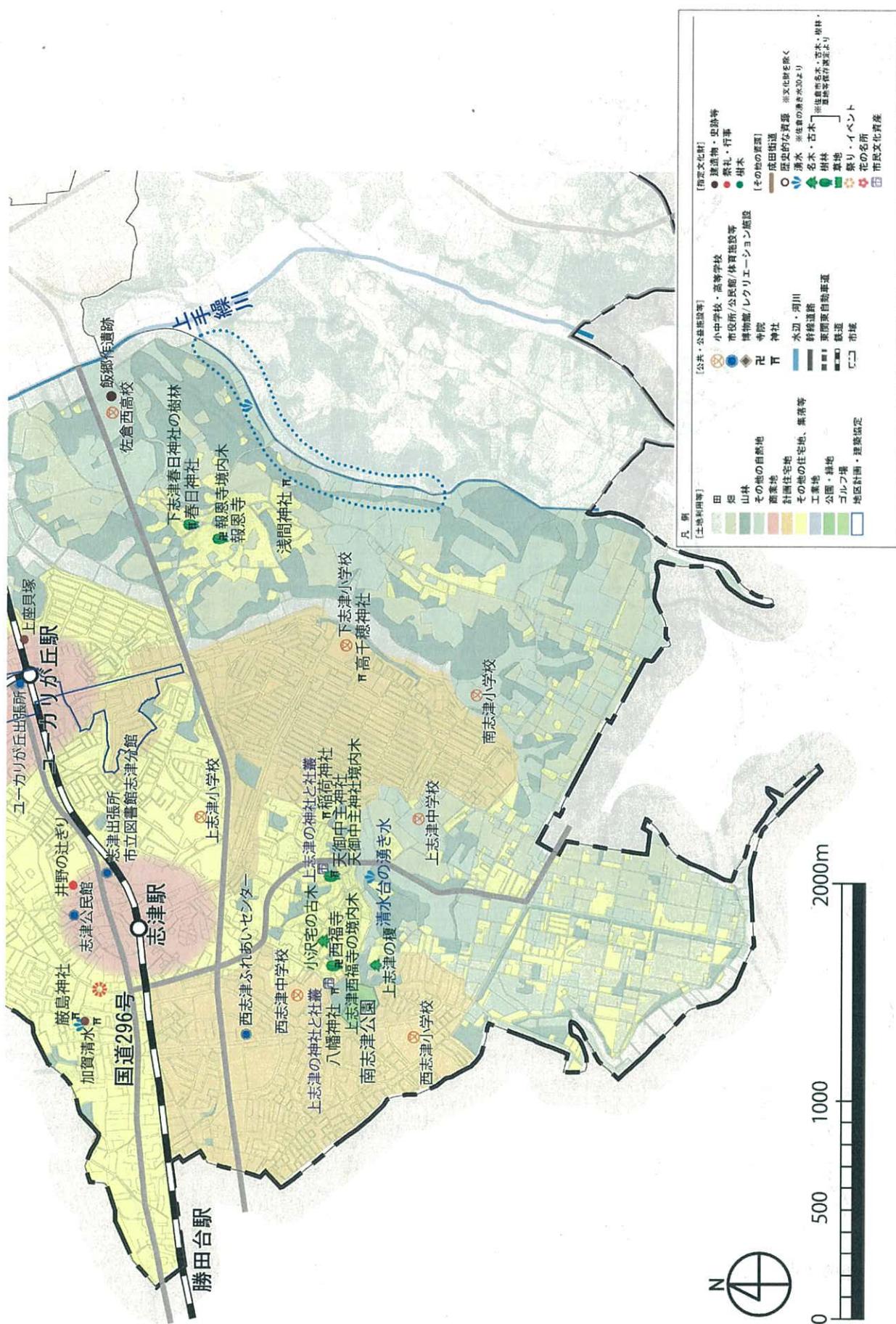
臼井・千代田地区



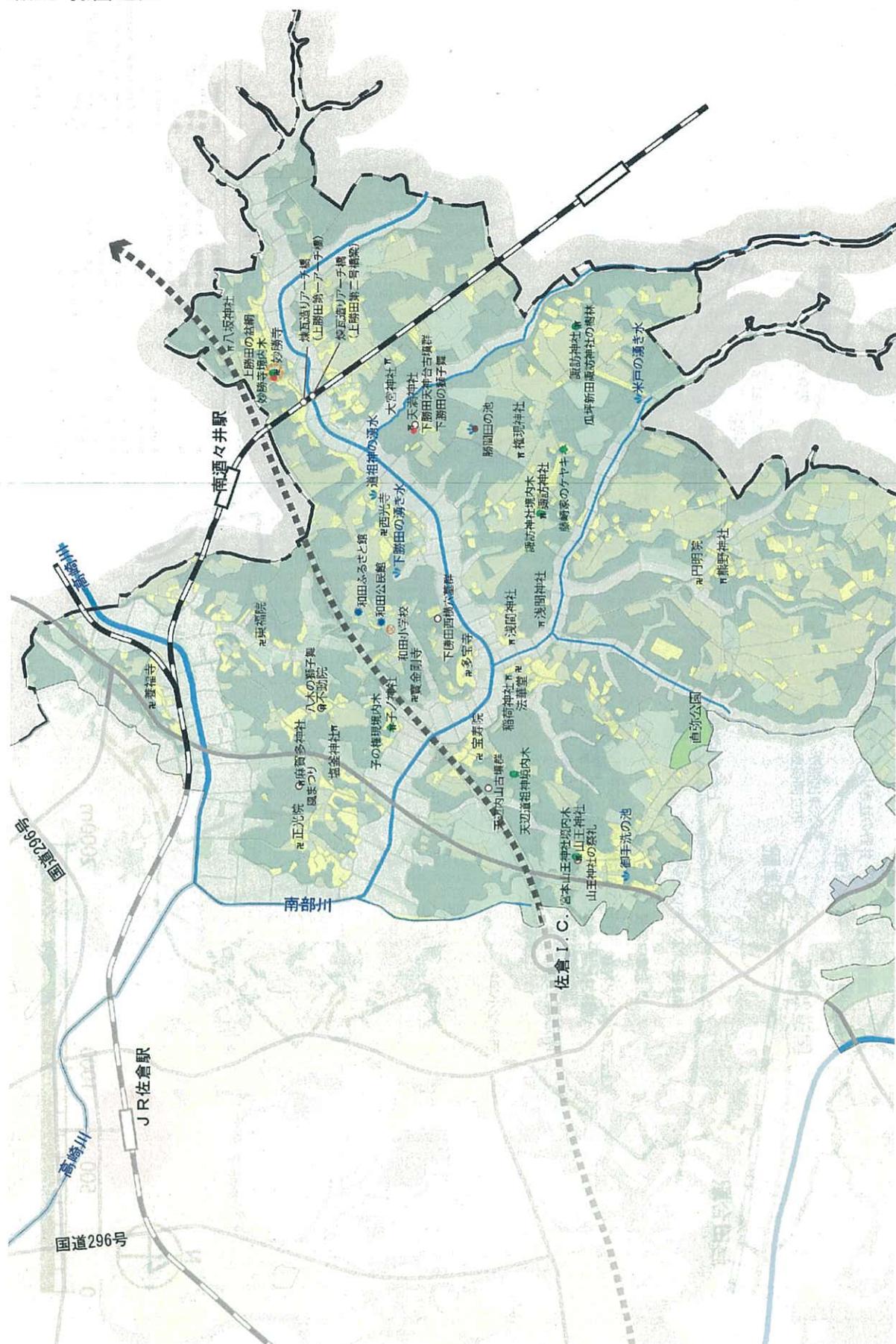


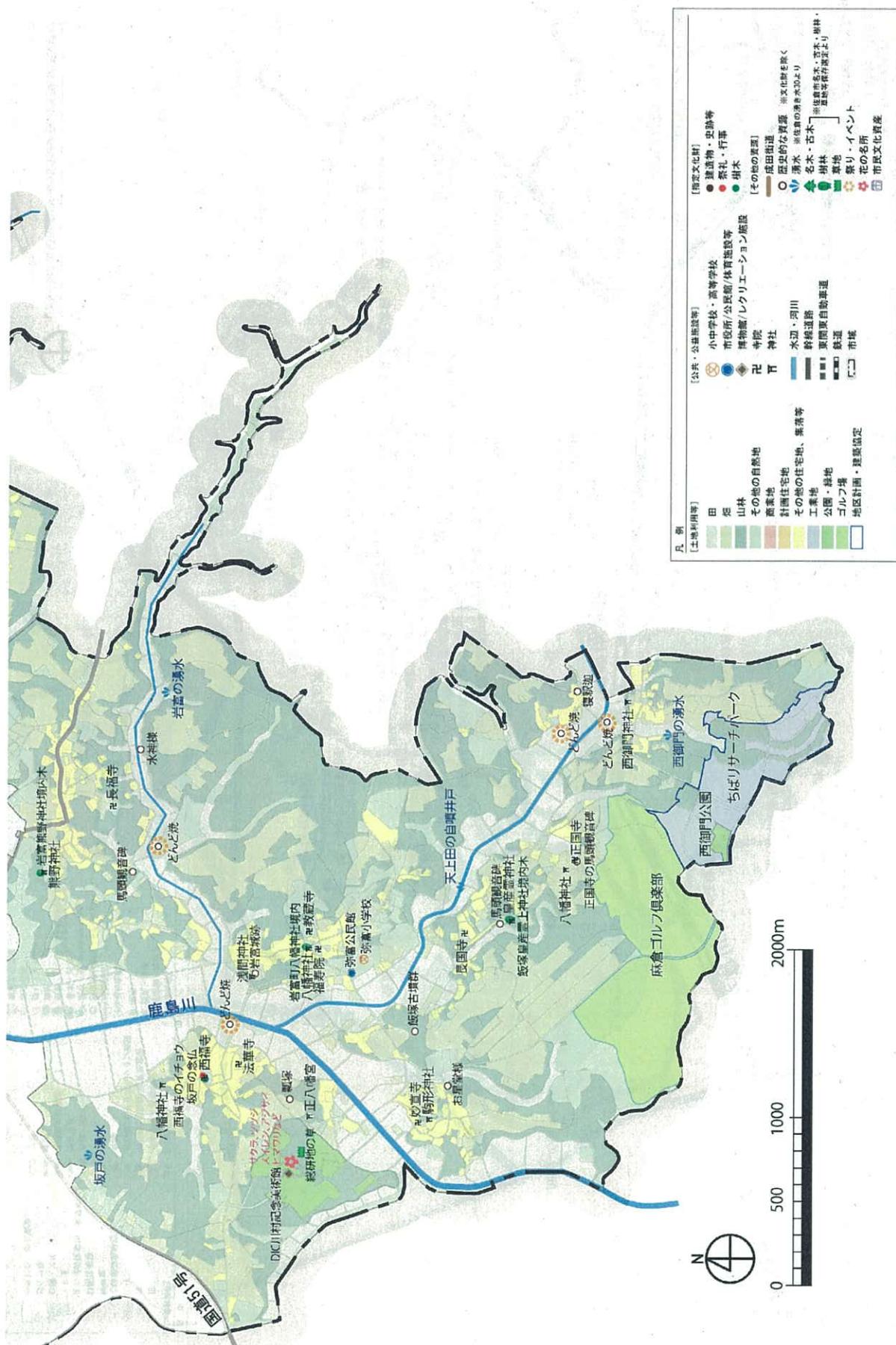
志津地区



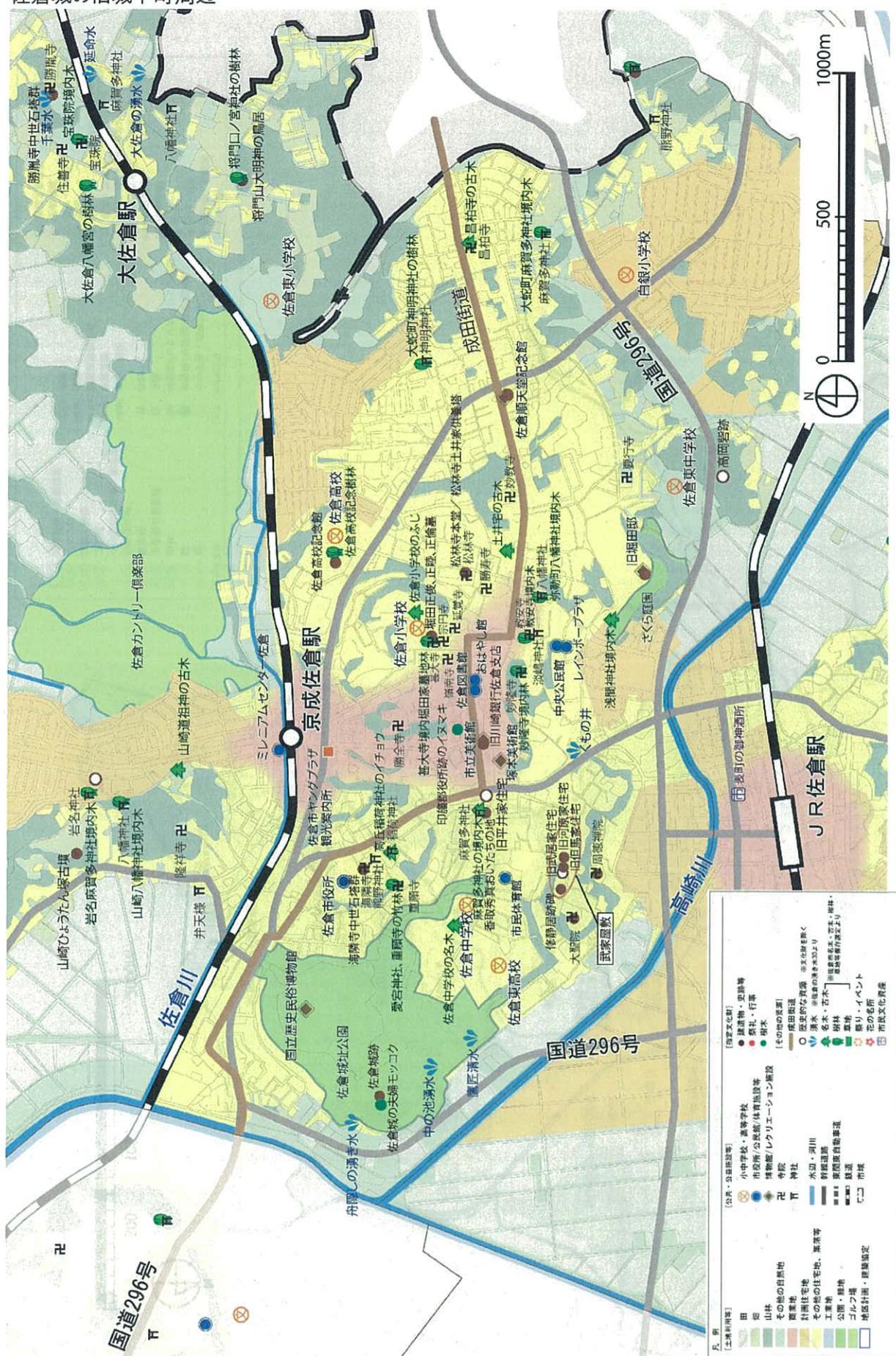


和田・弥富地区

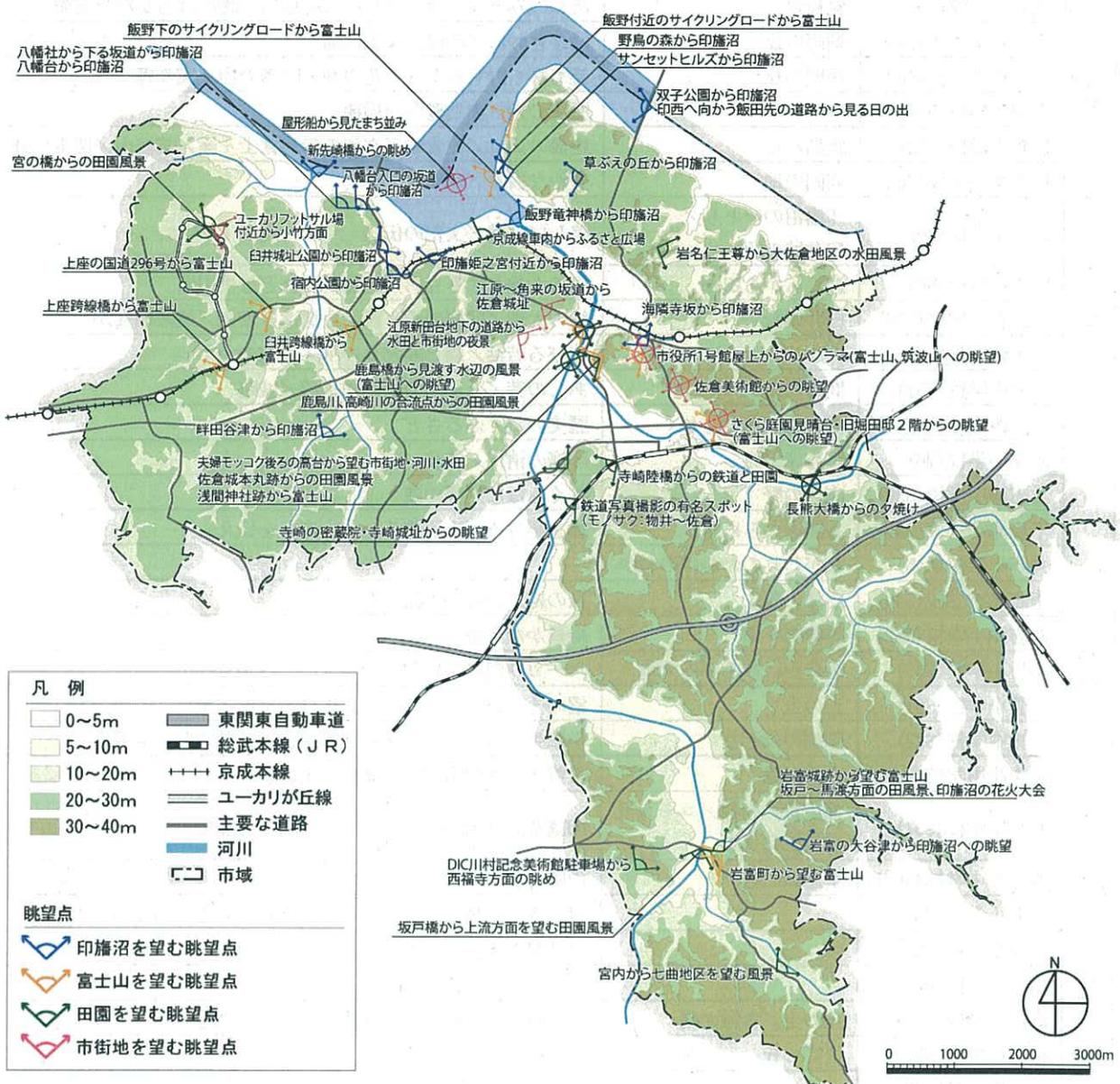




佐倉城の旧城下町周辺



佐倉市の地形と主な眺望の場



※地区別懇談会でいただいたご意見などをまとめました

表 校歌にうたわれる地名等

地区	学校名（創立年）	校歌にうたわれる地名等	
		立地を表す表現	その他の地名・シンボル等
佐倉	佐倉小学校(M5)	鹿島台	あしのみどり／流れゆたかな鹿島川／眺めはるかな筑波嶺
	内郷小学校(M41)	湖南の丘	緑ときわに／藩校／文化の園
	佐倉東小学校(S50)	将門の丘	森も林も野もみどり／花の庭／印旛の沼／実り輝く稻穂
	白銀小学校(H16)		歴史の地／実り豊かな稻穂
	佐倉中学校(S22)	鹿島ヶ丘	鹿島の流れ／佐倉城／文化の幸／富士ヶ嶺／筑波山／関東平野
	佐倉東中学校(S62)	高岡の地	豊かな樹々／順天堂
臼井	臼井小学校(M6)	印旛沼のほとり／臼井城の丘	美しい自然／文化の伝統
	印南小学校(M6)	遠く広がる田園	緑の大地かすみ立ち／鹿島の流れどこまでも
	間野台小学校(S56)	臼井の丘	緑の大地／印旛の沼／西に白雪遠き富士／筑波嶺遙か
	王子台小学校(S59)		伸びる若葉／森とみどりの風／大地の力
	臼井中学校(S51)	間野の丘	あしの芽／ときわの松／印旛沼／城跡
	臼井西中学校(S63)	沼広く／丘やさしく	歴史の町／ふるさと
志津	志津小学校(M6)	下志津が原	印旛の清沼／筑波
	上志津小学校(S36)	志津の野	さくらばな／甍の波
	下志津小学校(S42)	谷間をつらぬき	林を駆ける／土器作るひといのちを伝え
	井野小学校(S46)	ながわりのわかばのおか	
	南志津小学校(S49)	志津の丘	松の緑／いらかの波
	西志津小学校(S52)	志津野ヶ原	緑豊かな大堀
	小竹小学校(S55)	緑豊かにひろがる大地	ユーカリ門／小竹門
	青菅小学校(S61)	丘の上	沼のそよ風吹くところ／文化ひらける古里
	志津中学校(S22)	印旛のほとり	小松生うる／わらびとりせし／きのこ訪ねし／故郷
	上志津中学校(S48)	志津が原	常磐木／泰山木／古き歴史の土の香
	井野中学校(S57)	都佐倉の南西／ユーカリが丘／宮ノ台	印旛沼／新天地／新しき文化／新しき歴史
	西志津中学校(S63)	上志津の杜	山吹の花
根郷	根郷小学校(M5)		緑の森／鹿島川／うなばら／実り豊か／土くろぐろ／のら
	寺崎小学校(S62)		自然豊か／実りの大地
	山王小学校(H1)		コバルトブルー
	南部中学校(S35)	丘の上／古城の南	松の緑／鹿島の川／稔り豊か／恵みは深き
	根郷中学校(H9)	根郷の丘	鹿島の川
千代田	千代田小学校(M6)		みどりのしばふ
	染井野小学校(H11)		印旛沼
	臼井南中学校(H7)	溢れる緑の染井野	四季折々の花／印旛の沼／遙かな文化の古里
弥富・和田	和田小学校(M7)	みどりの燃え立つ台地	
	弥富小学校(M41)		輝くみどり／鹿島川／文化の園／城山

4. 用語の解説

か行

回遊性

p 46他

- ・市民や来訪者が、ある一定の範囲を快適に歩き、巡ることができる空間の特徴のこと。

景観計画

p 1他

- ・景観法第8条に規定された景観行政団体が定める「良好な景観の形成に関する計画」。

景観重要建造物

p 1他

- ・景観法第19条に規定されたもので、景観計画に定められた指定の方針に則して、景観行政団体の長が指定する良好な景観の形成に重要な建造物。

景観重要公共施設

p 66他

- ・景観法第8条に規定されたもので、道路、河川、都市公園、自然公園等に係る公共施設のうち、景観計画の中で、良好な景観の形成に重要なものとして定められたもの。

景観重要樹木

p 68他

- ・景観法第28条に規定されたもので、景観計画に定められた指定の方針に則して、景観行政団体の長が指定する良好な景観の形成に重要な樹木。

景観法

p 1他

- ・平成16年に制定された日本で初めての景観に関する総合的な法律で、「理念等を定めた基本法的な事項」、「行為の制限に関する事項」、「景観重要建造物等の指定等を定めた事項」などで構成されている。

さ行

佐倉市市民文化資産

p 17他

- ・地域住民に長く保護され、継承されてきた各地域の個性を表す歴史、文化、自然に係る生活文化資産、芸術文化資産、自然資産を選定する市の制度。

敷際（しきぎわ）

p 14他

- ・道路、河川、緑道等と接する敷地の境界部分を指す。「敷地の際（きわ）」の意味。

設える（しつらえる）

p 42他

- ・備えつける、整える、演出するなどの意味。

斜面緑地

p 7他

- ・斜面にある樹林、竹林、草地等の総称。

スカイライン

p 33他

- ・空を背景として、山や建築物などにより区切ってつくられる輪郭線。

スケール感

p 34他

- ・まち並みや空間が快適で心地よさを感じるスケールのこと。

ストリートファニチャー

p 49他

- ・屋外の公共空間の設置される街灯、掲示板、ベンチ等の総称。

セットバック

p 21他

- ・建築物などの外壁面を敷地境界線から後退させること。

た行

眺望点

p 39他

- ・特定の場所を望める（眺望）場所。

D I D (Densely Inhabited District) p 10他

=人口集中地区

- ・人口密度40人／ha以上の地区が隣接し、一体となって人口5,000人以上にまとまっている地域。

低未利用地

p 34他

- ・長期間にわたり利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて有効に活用されていない「低利用地」の総称。

は行

微地形

p 14他

- ・地形図上では判別しにくいほど、小規模で微細な起伏をもつ地形。

ら行

ランドマーク

p 20他

- ・都市や地域の目印や象徴となる建物や樹木、モニュメントなど。